

附属幼稚園長 様

新潟大学附属幼稚園
組

園児氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快して1日を経過しましたので、本届を提出します。

<発症日> 月 日 ※無症状の場合は検体採取日

<症状が軽快した日> 月 日

<登校開始日> 月 日

令和 年 月 日 保護者氏名

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

<例>

【発症後4日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可能
				0日目	1日目	
				症状軽快		

【発症後5日目に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							登校可能
					0日目	1日目	
					症状軽快		

- ・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関等に記入を求めないでください。
- ・本届は、療養解除後、学校に登校する際にお子さんに持たせてください。
- ・療養後登校するに当たり、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。